

2007. 11月号

## マイカーの業務使用

**従**業員が会社の休日にマイカーで事故を起こしたときは、会社の責任を問われることはありませんが、マイカーを業務に使用したときに起きた事故は、会社の責任が問われることがあります。

### ■マイカー業務使用時の事故■

従業員が会社の業務にマイカーを使用して事故を起こし、第三者に損害を与えた場合は、会社は損害を賠償しなければなりません。(民法715条:使用者責任) 「使用者責任」は、人身事故でも物損事故でも適用されます。

判例では、従業員が会社に無断でマイカーを業務に使用し事故を起こした場合でも、会社の使用者責任を認めたケースがあります。

### ■マイカーの通勤使用■

会社が使用者責任を問われるのは業務中だけではありません。通勤においても次の場合は、会社の責任が問われることがあります。

- ① 日常的に会社の業務に使用しているマイカーである
- ② 勤務地、勤務時間の関係からマイカーで通勤させることが会社の利益になる場合(黙認も含む)

### ■マイカー業務使用時の対策■

従業員のマイカーを業務に使用する場合は、次のような点に注意する必要があります。

- ① 規程の整備  
マイカーの業務使用は、社有車と違いルーズになりがちなので「マイカー業務使用規程」などで管理する。
- ② 任意保険の付保内容のチェック  
マイカーの任意保険が、業務中の事故でも保険金の給付を受けることができるか否かをチェックする(最近は、「日常レジャー」「通勤」「業務使用」の3段階に分かれている保険も多い)
- ③ 事故処理について  
業務使用中のマイカーが事故を起こした場合の修理費用の負担割合を決めておく

他には、「運転日誌の提出」、「事故報告時のルールの徹底」など、会社が万が一のときに対応できる仕組みづくりが必要です。

(発行元)

タケウチ社会保険労務士事務所

〒136-0071 東京都江東区亀戸 1-7-3-201 SoftOffice#5

TEL : 03-3683-5019 FAX : 03-6862-5782

e-mail : info@takeuchi-office.com

URL : http://www.takeuchi-office.com

## パワハラ自殺を労災認定

**労**働者がうつ病にかかって自殺したのは「上司の暴言が原因」として、労災と認めた判決が出されました。

- ・ この上司は「存在が目障りだ、消えてくれ」「給料泥棒」などと暴言を繰り返し、
  - ・ その言葉が被災者のキャリアだけでなく、人格や存在自体を否定する内容もあり、
  - ・ 被災者の立場などを配慮せずに大声で叱責して、
  - ・ 通常の上司とのトラブルを大きく超える心理的負荷があった、
- としたものです。

パワーハラスメントによる自殺を労災と認めた判決はこれが初めてといわれています。

## 『賃金不払残業』227億円是正支払い

**厚**生労働省は、2006年4月から2007年3月までの賃金不払残業(サービス残業)の是正状況を発表しました。これによると、是正により1社あたり100万円以上の割増賃金の支払いとなった企業は、企業数1,679企業、対象労働者数182,561人、支払われた割増賃金の合計227億1,485万円で、企業平均では1,353万円、労働者平均では12万円でした。業種では、製造業の430社が最も多く、商業の421社が続いています。

「賃金不払残業総合対策要綱」が平成15年5月23日に公表され、11月は「賃金不払残業キャンペーン月間」に指定されるなど、今後も引き続き労働基準監督署の指導が強化されるものと思われます。

## NEWS ダイジェスト

- 残業1カ月で許せる時間は・・・  
人材紹介大手企業の調査で、10~20代が30代よりも残業に対して厳しい見方をしていることがわかった。1カ月あたりの残業許容時間の最多は、30代で「31~50時間」が44%に対し、10~20代は、「30時間まで」が42%だった。
- 中退共366億円未払い  
中小企業退職金共済(中退共)の退職金制度で、06年度までに約366億円が支払われていないことがわかった。これは、従業員が退職後に請求を行っていないことが原因の大半を占めている。

### 【編集後記】

街を歩いていると、クリスマスの装飾が見られるようになってきました。今年もあと少しですね。さて、年末といえば、給与計算の総決算として年末調整業務があります。今年は、「定率減税の廃止」や「損害保険料控除の改組」等、いくつかの変更点がありますので、変更点を確認の上、早めに準備にとりかかりましょう。